

管理濃度の設定方法の見直しについて

作業環境測定結果の評価指標である「管理濃度」は、現行では日本産業衛生学会の許容濃度及び米国産業衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界を参考に設定しているが、最近の知見を踏まえて、改正案のとおり見直すこととしたい。

なお、化学物質のリスク評価における二次評価値の決定においては、これら2つの値以外の値も参考にすることとなっている。

<現行の管理濃度の設定方法>

3 管理濃度等の設定・見直し

(1) 管理濃度は、次の値を指針として設定する。

- ① 日本産業衛生学会が勧告している許容濃度
- ② 米国産業衛生専門家会議（ACGIH）が提言しているばく露限界（許容濃度）

管理濃度等検討会における専門家による検討を踏まえ、原則として、日本産業衛生学会の許容濃度と ACGIH のばく露限界が一致している場合には、その値を、また、両者の値が異なっている場合には、いずれか一方の値を管理濃度とする。

<改正案>

3 管理濃度等の設定・見直し

(1) 管理濃度は、次の①、②の値を指針として、管理濃度等検討会における専門家による検討を踏まえて設定する。

- ① 日本産業衛生学会が勧告している許容濃度
- ② 米国産業衛生専門家会議（ACGIH）が提言しているばく露限界

設定の際には、原則として、日本産業衛生学会の許容濃度と ACGIH のばく露限界が一致している場合には、その値を、また、両者の値が異なっている場合には、いずれか一方の値を管理濃度とする。

ただし、①、②以外の職業ばく露限度であって、設定プロセスが明確であり、かつ、科学的根拠により提案がなされているものが存在し、これを活用することが適当な場合には、①、②に加え、その値も参考に設定するものとする。

○参照可能な職業ばく露限界の例

欧州委員会（EC）の「職業ばく露程度に関する科学専門委員会」
（SCOEL）が提案する職業ばく露程度（OEL）

○活用することが適当な場合

日本産業衛生学会、ACGIH と比較して提案年が新しく、新たなデー
タを基に提案がなされている場合 など

【参考】 リスク評価における二次評価値の設定方法
（「リスク評価の手法（改訂版）」より抜粋）

イ 二次評価

（ア）二次評価値の決定

i 許容濃度又はT L Vが設定されている場合

原則として、設定されている次のいずれかの濃度を選定する。両者の値がある場合、両者が一致している場合はその値を、また、両者が異なっている場合には最新の知見を考慮していずれかの値とする。

（i）日本産業衛生学会が勧告している許容濃度

（ii）米国産業衛生専門家会議（A C G I H）が提言しているばく露限界値（T L V）

ii i 以外の場合（許容濃度、T L Vが設定されていない場合）

（i）米国のR E L（Recommendable Exposure Limit；勧告ばく露限界）、ドイツのM A K（Maximale Arbeitsplatz-Konzentrationen；最大職場濃度）、英国のW E L（Workuplace Exposure Limit：職場ばく露限界）その他の外国機関において職場環境に関する濃度基準が定められている場合は、最新の知見を考慮していずれかの値を用いる。

（ii）（i）の値が設定されていない場合は、一般環境に関する濃度基準が定められている場合には、最新の知見を考慮してその値を用いる。

（iii）（i）及び（ii）の値が設定されていない場合は、発がん性以外の毒性試験で得られた無毒性量（NOAEL）から外挿した値を用いる。

（iv）（i）～（iii）の値が設定されていない又は得られない場合は、構造的に類似した化学物質で、有害性等の性質も類似していると思われる物質について、イ（ア）i、イ（ア）ii（i）～（iii）の優先順位で二次評価値を決定する。

（v）構造的に類似した化学物質の許容濃度等がない場合については、個別に検討を行って二次評価値を決定する。個別に検討を行う場合の方法として、たとえば次の方法が挙げられる。

○ 職場での定量下限値、工学的対策の最大設定時の管理可能

な最低値など feasibility (実行可能性) のある最低値を用いる。